

よくあるご質問

- Q1 記名個人コースは、本人は保険の対象としないで家族だけ加入できますか？
A1 はい。できます。本人(年金受給者)が加入者となり、ご家族のみを保険の対象(被保険者)として指定することができます。ご家族の範囲は、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居している親族となります。
- Q2 夫婦コースの場合、配偶者の名前で申込みできますか？
A2 はい。できます。本人か配偶者のどちらでもお申込みできます。夫婦コースは本人と配偶者が保険の対象となります。
- Q3 病気は対象となりますか？また、病気で死亡した場合は対象となりますか？
A3 対象になりません。傷害総合保険はケガの保険ですので病気は対象になりません。ケガによる死亡や後遺障害、ケガにより入院・手術または通院をした場合に保険金をお支払いします。
- Q4 傷害総合保険のみ加入することはできますか？
A4 できません。必ず傷害総合保険と個人賠償責任保険のセットでご加入していただけます。



【継続契約について】加入者または被保険者が、複数回の保険金の受取りをしている場合は、継続契約をお断りさせていただくことがあります。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット(7頁)に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間
 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者の「生年月日」等は正しいですか。
 パンフレット(5頁)に記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類とは保険料が異なります。
※プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【夫婦コースにご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

事故・おケガのご連絡、保険金のご請求窓口

損害保険ジャパン株式会社
事故サポートセンター **0120-727-110** <通話料無料> (受付時間:24時間365日)

ご契約内容に関する問い合わせ先

- 保険契約者
地方職員共済組合年金友の会 **0120-033-833** <通話料無料>
(受付時間:平日の午前9時30分から午後5時まで)
<http://www.nen-tomonokai.co.jp>
- 取扱代理店 有限会社麹町共済会
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-7 サンゴバンビル 7階 TEL: 03-3265-7875 (営業時間:平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 03-3349-5408 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター ☎0570-022808 (通話料有料)

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイト約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●傷害総合保険、個人賠償責任保険の約款は、地方職員共済組合年金友の会のホームページ(https://www.nen-tomonokai.co.jp/)に掲載しております。

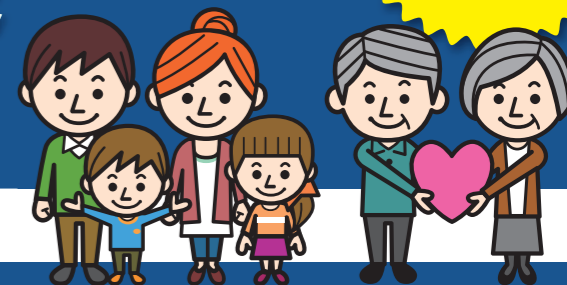
●加入者証は大切に保管してください。また、1月募集時にお申し込みをされた方は令和6年6月下旬、6月募集時にお申し込みをされた方は令和6年12月下旬を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。(SJ23-08026 2023.11.15)

令和6年募集 地方職員共済組合年金友の会

団体傷害保険 のご案内

(傷害総合保険・個人賠償責任保険)

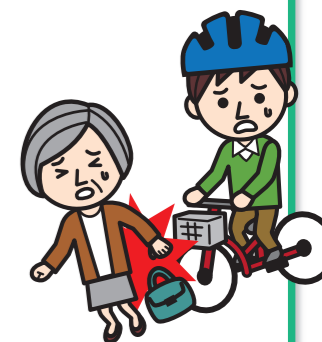
団体割引
30%



団体傷害保険の特長

◆ワイドな「ケガの補償」に加え、
日常生活上の「賠償責任事故」も補償します!

- ◆団体割引(30%割引)により、個人加入に比べて保険料が割安です!
- ◆年金友の会会員(年金受給者)または家族も加入できます!
- ◆SOMPO 健康・生活サポートサービス無料!
詳細は加入者証お届け時にご案内します。



保険期間と申込受付期間について (傷害総合保険・個人賠償責任保険)

① 令和6年1月募集(新規募集): 保険期間1年間

保険期間 令和6年7月15日午後4時から令和7年7月15日午後4時まで

申込受付期間 パンフレット到着日から令和6年2月16日(金)まで

補償開始日 令和6年7月15日

保険料のお支払い

令和6年6月支給期の年金から年間の合計保険料を控除させていただきます。

保険料が年金から控除できない場合は、郵便振替払込書でお支払いいただくことになります。

加入者証は令和6年6月頃お手元に届きます。

※すでにご加入いただいている方にも、このパンフレットをお送りしています。

すでにご加入済の方は、再度の申込は不要となります。

② 令和6年6月募集(中途募集): 保険期間7か月間

保険期間 令和6年12月15日午後4時から令和7年7月15日午後4時まで

申込受付期間 令和6年2月16日(金)から令和6年7月19日(金)まで

補償開始日 令和6年12月15日

保険料のお支払い

令和6年10月上旬に郵便振替払込書を別途送付します。所定の期日までににお払込みください。

加入者証は令和6年11月頃お手元に届きます。

補償の内容、保険金額、保険料

！ 保険金のお支払方法等

重要な事項は、3頁以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

① 傷害総合保険 日本国内外を問わず、日常生活のさまざまなケガを補償します。

- 被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(*)をされた場合に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
- 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

傷害保険の事故例



「地震、噴火またはこれらによる津波」によるケガも補償されます!



被害事故による死亡・重度後遺障害も補償されます!

【被害事故補償とは…】

- 犯罪、ひき逃げによる傷害事故にあり、死亡したり所定の重度後遺障害を被られた場合、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金とは別にお支払いします。(加害者からの賠償金等は控除されます。)
- 死亡の場合(逸失利益・精神的損害・葬儀費)
- 重度後遺障害の場合(逸失利益・精神的損害・将来の介護料)



被保険者の職業によって、ご加入いただける「型」が異なります。ご職業と型の関係は職種級別表(7頁)のとおりとなります。

職種級別 A 級 (AA 型、BA 型)	◆保険期間1年間(中途加入の場合:7か月)、団体割引30%、職種級別A級、一時払、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)										天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)、入院保険金支払限度日数変更特約(30日)、		
	型	コース名	被保険者	保険金額 (1口につき)			手術	被害事故	1月募集 (年間保険料)	6月募集 (7か月分中途保険料)	加入口数の限度		
下記職種級別(AB型、BB型)に記載の職業以外の方 (例) ●事務員 ●技術者 ●主婦 ●無職 など	AA	夫婦コース	ご本人とその配偶者(各人)	139万円	1日につき 2,530円	1日につき 3,000円	・入院中の手術 ⇨入院保険金日額の10倍 ・入院を伴わない外来の手術 ⇨入院保険金日額の5倍	850万円	(ご夫婦1口で) 17,980円	(ご夫婦1口で) 10,490円	5口		
	BA	記名個人コース	記名個人	132万円	1日につき 2,350円	1日につき 2,700円	・入院中の手術 ⇨入院保険金日額の10倍 ・入院を伴わない外来の手術 ⇨入院保険金日額の5倍	900万円	(お1人ごと1口で) 8,910円	(お1人ごと1口で) 5,200円	5口		

職種級別 B 級 (AB 型、BB 型)	◆保険期間1年間(中途加入の場合:7か月)、団体割引30%、職種級別B級、一時払、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)										天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)、入院保険金支払限度日数変更特約(30日)、		
	型	コース名	被保険者	保険金額 (1口につき)			手術	被害事故	1月募集 (年間保険料)	6月募集 (7か月分中途保険料)	加入口数の限度		
●木・竹・草・つる製品製造業者 ●漁業業者 ●建設業者(高所作業の有無を問いません) ●採鉱・採石業者 ●自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者) ●農林業業者	AB	夫婦コース	ご本人とその配偶者(各人)	131万円	1日につき 2,170円	1日につき 2,600円	・入院中の手術 ⇨入院保険金日額の10倍 ・入院を伴わない外来の手術 ⇨入院保険金日額の5倍	820万円	(ご夫婦1口で) 19,690円	(ご夫婦1口で) 11,490円	5口		
	BB	記名個人コース	記名個人	140万円	1日につき 1,650円	1日につき 2,100円	・入院中の手術 ⇨入院保険金日額の10倍 ・入院を伴わない外来の手術 ⇨入院保険金日額の5倍	1,000万円	(お1人ごと1口で) 10,190円	(お1人ごと1口で) 5,940円	5口		

●手術保険金は、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故に●入院保険金額は、1日につき15,000円が限度です。 ●AA、BA、AB、BB型ともに保険金額・保険料が異なります。 ●夫婦コースの場合、本人・

つき1回の手術にかぎりません。 ●加入口数は、被保険者1人につき5口が限度です。(例:AA型を3口加入されるとBA型は2口が加入限度となります。) 配偶者はそれぞれ同じ保険金額です。

② 個人賠償責任保険

！ 個人賠償責任保険は必ず傷害総合保険にセットしていただきます。

- 日本国内外を問わず、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって負担する法律上の損害賠償金や費用の合計額を保険金額の範囲内でお支払いします。

●被保険者(保険の対象となる方) 夫婦コース・記名個人コース共通

- ①本人(記名被保険者)
 - ②本人の配偶者
 - ③本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。ただし、本人に関する事故にかぎりません。)
 - ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。)
- なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

個人賠償責任保険の事故例



◆保険期間1年間(中途加入の場合:7か月)、団体割引30%、一時払

保険金額	1月募集 (年間保険料)	6月募集 (7か月分中途保険料)
2億円	1,720円	1,000円

海外での賠償事故も対象となります。

- 個人賠償責任保険の口数の選択はありません。
- A1、B1、A2、B2型ともに左記の保険金額となります。

◎合計保険料は①傷害総合保険料 + ②個人賠償責任保険料になります。

※傷害総合保険・個人賠償責任保険は、掛捨て型の保険です(満期返れい金、契約者配当金はありません。)

